

アジア研究会会則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は「アジア研究会」という。

（事務所）

第2条 本会の事務所を代表の自宅に置く。

（目的）

第3条 本会はところざわ倶楽部のサークル組織で、学習を通して地域でアジアとの友好を深めていくことを目的とする。

（活動）

第4条 本会は次のような活動を行う。

- ① アジア諸国に対する視野を広げる為、講師を招いて学ぶ。
- ② 地域の関係団体と協力し、国際交流をはかる。
- ③ 会員相互の親睦と情報交換。

第2章 会員

（会員資格）

第5条 本会の会員資格は、ところざわ倶楽部の会員とする。

（会費）

第6条 本会の会費は年額 1,000 円とし、原則として新年度総会時、または入会時に納入する。

第3章 役員

（役員）

第7条 本会は次の役員をおく。

代表／1名、副代表／1名、会計／1名

第8条 役員の選出は、総会で承認を得る。

第4章 総会及び会議

第9条 総会は定期総会と臨時総会とし、代表が招集する。

定期総会は毎年1回12月に開催する。

第5章 運営

第10条 サークルの運営は、サークル活動計画を立て、役員と会員が自主的に活動にあたる。

第11条 サークル活動は、原則として、月1回、第3水曜日とする。

（この改訂会則は、2016年12月21日から実施する）